

令和 7 年第 3 回

君津市農業委員会議事録

令和 7 年 3 月 4 日（火）

令和7年第3回君津市農業委員会議事録

日 時 令和7年3月4日（火）午後2時00分から午後2時47分

場 所 君津市役所2階 入札室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎 川 正 幸

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第16号 令和6年度農用地利用集積等促進計画案（令和7年3月）について

日程第7 議案第17号 令和7年度標準農作業賃金及び機械作業料金について

日程第8 報告第 1号から報告第 3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

出席委員（12名）

1番	内 海 孝 夫	2番	鮎 川 正 幸
3番	水 野 徳 子	4番	小笠原 武 男
5番	笹 本 幸 恵	6番	宇 野 真 弘
7番	欠員	8番	溝 口 勝 美（欠席）
9番	小 泉 春 水	10番	齊 藤 昇
11番	重 田 忠 男	12番	長谷川 貢
13番	鈴 木 隆	14番	石 井 和 美

欠席委員（１名）

８番 溝 口 勝 美

出席した職員

事務局長	安 田	禎 則
事務局次長	永 鳶	一 環
農業委員会事務局主任主事	江 澤	俊 太
経済環境部農政課企画調整係長	金 子	正 和

◎会長挨拶

会 長 皆さん、お忙しい中、農業委員会への出席、御苦労さまです。

2月に行われました農業委員と推進委員の合同の親睦旅行ですけれども、出席いただきました皆様にはお忙しい中、御参加本当にありがとうございました。

また、諸事情で参加できなかった皆様には、次回、参加いただけますように、ぜひお願いしたいと思います。

おかげさまで事故なく過ごしてまいりまして、ふだん会議でしか一緒にしていない方々の新しい一面を見ることができて、楽しく過ごしてまいりました。親睦が深められたことをこれから活動に生かしていただきたいなというふうに思っております。

それでは、会議よろしくをお願いします。

◎諸般の報告

会 長 2月の総会以降に出席した会議、行事を報告いたします。

2月5日、第2回総会終了後、農業委員会だより緑の清流編集委員会議に出席いたしました。

編集委員会議には、笹本編集委員長、小泉委員、重田委員、長谷川委員が出席し開催されました。

2月20日、君津市認定農業者協議会から案内がありました第31回君津市認定農業者協議会通常総会・研修会及び農業活性化会議につきまして、水野職務代理に代理出席をお願いいたしました。ご苦労さまでした。

それでは、総会に入ります。

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は11名でございます。1名遅れる連絡がありました。よって、定足数に達しておりますので、令和7年第3回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日 1 日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第 2、議事録署名委員について、会議規則第 16 条第 2 項の規定により、私から指名いたします。

5 番、笹本幸恵委員、6 番、宇野真弘委員の 2 名をお願いいたします。

◎議案第 1 号ないし議案第 14 号

議 長 日程第 3、議案第 1 号ないし第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案数が多いため、着座にて説明をさせていただきます。

議案第 1 号から第 4 号については譲受人が同一のため一括して説明します。

なお、現地調査については担当地区ごとに実施していただいております。

議案第 1 号については、三直地先の田 1 筆、面積 1,566 平方メートルを、議案第 2 号については、東猪原地先の畑 1 筆、面積 1,580 平方メートルを、議案第 3 号については、植畑地先の田 3 筆、面積 3,414 平方メートルを、議案第 4 号については、折木沢地先の畑 2 筆、面積 3,061 平方メートルをそれぞれ賃貸借権設定するものです。

申請理由として、議案第 1 号から第 4 号の譲渡人は、農地の維持管理が大変なため、譲受人は、ブルーベリー農園を拡大したいためです。

許可基準として、譲受人は、市外の法人ですが、君津市内において 5,517 平方メートルの農地を経営しており、全て管理が行えていることを確認しております。農機具は、運搬車、草刈り機を所有しており、市内に利用できる作業拠点も確保しております。

農作業従事日数は、取締役や重要な作業員合わせて 150 日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第 5 号について説明します。

山高原地先の田 1 筆、面積 280 平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、管理が難しいため、譲受人は、自宅から近く耕作しやすいためです。

許可基準として、譲受人は、現在、1万3,785平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、草刈り機、耕運機、運搬車を所有しています。

農作業従事日数は、世帯全員で150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第6号について説明します。

小香地先の田2筆、畑1筆、面積2,920平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、相手方より宅地を含めて購入の希望があったため、譲受人は、申請地の近くに宅地を購入し、移住をして、農業経営を行いたいためです。

許可基準として、譲受人は、新規就農者ですが譲渡人から営農の指導を受けながら耕作していく、また移住先の自治会に加入しそこで地域の方に営農の指導してくれる人を探し、耕作を考えていることから、技術等は特に問題無いと思われます。農機具は、運搬車、動力噴霧器を所有しており、耕運機、草刈り機をリース予定です。また、不足する農機具については譲渡人から借りながら耕作するとのことです。

農作業従事日数は、150日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われます。

議案第7号について説明します。

下湯江地先の田4筆、畑3筆、面積3,895平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、遠方に居住しており営農できないため、譲受人は、農業経営の規模を拡大したいためです。

許可基準として、譲受人は、現在、7,446.55平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は、150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第8号について説明します。

中島地先の田2筆、面積1,470平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、自宅から遠く管理が難しいため、譲受人は、農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、現在、1万6,406平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラ

クター、田植機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は、150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第9号について説明します。

糠田地先の田2筆、面積1,250平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、相手方からの要望のため、譲受人は、農業経営の安定のためです。

許可基準として、譲受人は、現在、1万4,572平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、田植機、耕運機、乾燥機を所有しています。

農作業従事日数は、150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第10号について説明します。

大井地先の田1筆、面積821平方メートルを使用貸借権設定するものです。

申請理由として、譲渡人は、新規就農者を支援するため、譲受人は、新規就農をするためです。

許可基準として、譲受人は、新規就農者ですが千葉県立農業大学校で研修を受け、また市内の農業者の下でも研修を受けたこともあるため、技術等は特に問題無いと思われます。農機具は、管理機、トレンチャーを所有しており、耕運機をリースする予定です。

農作業従事日数は、150日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われます。

議案第11号について説明します。

鎌滝地先の畑1筆、面積423平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、農地の維持管理が大変なため、譲受人は、居住地が近く管理がしやすいためです。

許可基準として、譲受人は、現在、1万6,483平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は、150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第12号について説明します。

寺沢地先の畑1筆、面積671平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、高齢により離農したいため、譲受人は、親族から贈与を受け農業に従事するためです。

許可基準として、譲受人は、市外在住の新規就農者ですが親戚が近くに居住しており、指導を受けながら耕作していくとのことで、技術等は特に問題無いと思われます。農機具は、

トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、粃摺り機を親戚から借りるとのことです。

農作業従事日数は、150日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われます。

議案第13号について説明します。

寺沢地先の畑1筆、面積624平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、高齢により管理が難しいため、譲受人は、農業経営の規模を拡大したいためです。

許可基準として、譲受人は、現在、3万4,366平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は、150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第14号について説明します。

蔵玉地先の畑1筆、面積168平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、居住地が遠く維持管理が難しいため、譲受人は、現在耕作をしている農地の所有権を取得したいためです。

許可基準として、譲受人は、新規就農者ですが、現在耕作ができていることや申請地に隣接する宅地も購入し、管理をしていくとのことから、技術等は特に問題ないと思われます。農機具は、耕運機、草刈り機、軽トラックを確保しております。

農作業従事日数は、150日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果報告を行います。議案1号について、1番、内海委員からお願いします。

内海委員 1号議案、確認した事を報告いたします。

別冊1ページ目を御覧ください。

申請場所ですが、三直交差点を小糸方面に300メートルほど向かい、左側にあります。

2月21日、代理人と現地を確認しました。既に、ブルーベリーを植えてありましたけれども、苗の移植の関係上、早くなったということがございます。地権者には話してあります。管理については、市内の管理者にお願いして、剪定、草刈り、収穫をやってもらうということでございます。

既に、市内で3か所ブルーベリーを栽培をしている実績があります。譲渡人は農地の維持管理が大変とのことでございます。特に、問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続きまして、議案第2号ないし第3号について、9番、小泉委員からお願いします。
小泉委員 9番、小泉です。

議案第2号について説明いたします。

場所は、別冊の2ページを御覧いただきたいと思います。

中央の、これは県道なんです、東猪原地先をサニーライフ方面に600メートルほど入ったところの右手が竹やぶになっているんですが、ちょうどその裏側、距離でしたら30メートルぐらいでしょうか、のところにある農地です。

2月24日に代理人と現地確認を行いました。対象農地は、既にブルーベリーが植えられた状態になっていました。冬場に植えないということでしたので、地権者との相談でそのようにしたということでした。

近隣への影響などはないものと思われれます。

続いて、第3号ですが、地図のほうは別冊の3ページを御覧いただいて、国道465号線の西栗倉の信号を富津方面に1,800メートルほど進んだところの左側になります。

同様に、2月24日に代理人と現地確認を行いました。こちらも2号議案と同じで、既にブルーベリーの植栽が終わっておりまして、理由的には同じということで、近隣農地の影響はないものと思われれます。

特に問題はないかと思いますので、よろしく御審議ください。

議長 続きまして、議案第4号について、14番、石井和美委員からお願いします。
石井委員 14番、石井です。

議案番号4号につきまして御説明をいたします。

申請内容につきましては、事務局よりの説明のとおりでございます。

申請地につきましては、別冊の4ページを御覧ください。

国道465号、名殿の信号を大多喜方面に向かいますと、2キロぐらい進んだ右側に亀山自動車がありまして、その真向かいのちょっと高台になったところが申請地ということになります。2月21日、午前、代理人の方とお会いして現地の確認をいたしました。この地区は、用水組合も解散しており、耕作はしていませんが、既にブルーベリーの植栽がされておりました。渡し人は、維持管理が大変なため、その地区にも既に周辺でブルーベリーを栽培している法人に貸し出すということで、ブルーベリーの栽培を行うとのことでした。

近隣等につきましても、特に問題はないかと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 続きまして、議案第5号について、1番、内海委員からお願いします。

内海委員 5号議案ですが、申請内容につきましては、事務局の説明どおりでございます。

別冊5ページを御覧いただきたいと思います。

市道4号幹線を鹿野山方面に向かいまして、山高原自治会館を通りまして、館山道をくぐったすぐ左側になります。

2月20日譲渡人と現地を確認しました。現在、畑として使用しております。元の自宅は館山道用地になり、市内に引っ越しております。管理が大変だということでございます。

元自宅の隣にあります譲受人に話したところ、畑として使用したいということです。自宅前ですので、管理しやすいということです。

特に問題ないと考えております。よろしくお願いします。

議 長 続きまして、議案第6号ないし第7号について、私から報告いたします。

議案第6号について説明します。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊6ページを御覧ください。

地図の三舟山の表記があるところが三舟の里の案内所になります。その前の道の反対側に50メートルほど入ったところが申請地になります。

2月27日に代理人と現地確認を行いました。申請地は、一部草刈り等は管理された状態ですが、半分は草があり、水もたまった状態でありました。畑として使用するには排水をきちんと行う必要があるというふうに話しました。

今回、農地と同時に家も購入希望があり、この話がまとまったそうです。特に問題ないと思われま。御審議よろしくお願いします。

続きまして、議案第7号について説明します。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊7ページを御覧ください。

君津駅から来る道を駅前大橋をとおり、江川橋まで進み、交差点を左折して、すぐに右折をして、300メートルほど行ったところに6筆があります。さらに先ほどの江川橋の交差点を右折して、すぐにY字路に入り、東電の変電所を過ぎて左に入って、80メートルほど入った右側にもう1筆あります。

2月27日に譲受人と現地確認を行いました。申請地は、田んぼとして耕作されており、

譲受人が譲渡人から借りて、長い間耕作をしているということでした。譲渡人から管理できないので、購入してほしいと譲受人に依頼があり、譲受人が家のすぐそばが6筆あるということで、購入を決めたということでした。

特に問題ないと思われます。よろしくお願いします。

続きまして、議案第8号ないし第9号について、4番、小笠原委員からお願いします。

小笠原委員 議案8号について説明します。

詳細は事務局説明のとおりでございます。

申請場所は、別冊8ページを御覧ください。

現場はJ Aライスセンターから約1キロメートル付近に位置する田んぼであり、2月20日、譲渡人2人による現地の確認をしました。田んぼとして管理するつもりで、特に問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

9号について説明します。

詳細は事務局説明のとおりでございます。

申請場所は別冊9ページを御覧ください。

現場は小糸公民館の東から約600メートルの付近に位置する田んぼであり、2月20日、譲受人立会いによる現地の確認をしました。譲受人は田んぼとして維持管理するもので、特に問題ないと思います。よろしく御審議ください。

以上です。

(宇野委員入室)

議長 続きまして、議案第10号について、5番、笹本委員からお願いします。

笹本委員 5番、笹本です。

第10号議案について御報告します。

詳細につきましては、ただいま事務局からの説明のあったとおりです。

場所ですが、別冊10ページを御覧ください。

紙面右上に天照大神社とあります。その前の大きな通りが県道92号線です。天照大神社から中村橋方向へ200メートルくらい行ったところを左折し、180メートルくらい行ったところを右折、そこから70メートルくらい入ったところを左折し、農道を下っていったところの左側、小糸川の近くに申請地があります。

現地は、トラクターできれいに耕運されていました。2月25日10時頃、譲受人と会い、現地の確認と聞き取り調査をしました。譲受人は農業大学校を出た後、清和の自然薯生産者

の下で、栽培の研修を受け、その方から今後もアドバイスを受けながらやっていきたいとのことでした。また、譲渡人の息子さんと知人ということもあって、今回、トラクターで耕運していただいたそうです。新規就農ですが、サポート体制があるようなので、特に問題はないと思われますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第11号について、6番、宇野委員からお願いします。

宇野委員 6番、宇野です。

場所は別冊の11ページを御覧ください。

譲受人の方とは、2月21日の午後に現地でお会いしました。場所は、鎌滝青年館という公会堂みたいなところから、山のほう、福岡のほうに2本目のところを左に曲がって、昔の鎌滝の養鶏場の跡地の中の一画になります。

現在は、その場所は、ソーラーパネルでほとんど埋まっており、一部、ソーラーになっていない場所が簡単に言うと今回の場所の一部になるような場所で、周りは、全部ソーラーに囲まれているような状態でした。

現地は、1年に1回程度、草の刈りの管理をしている程度かなという感じで、僕の背か胸くらいの高さの草が生えている状況で、木は生えていないような感じでした。

今回、譲渡人の方が何名かいるんですけれども、この方たちは養鶏場を解体したときの相続人の方たちに当たるそうで、実際には、あまり場所も知らず、土地を、ちょっと管理に困っていたという状況の中で、この中の一人の譲渡人の方と、今回、譲受人の方が友人であって、近所であることから、今回の話に至ったそうです。

特に何かすごい作るというわけではないんですけれども、近くで住んでいて農地で、少しやれたらなというところで、農地を管理したいということが目的だそうです。特に問題はないと思われますので、よろしく御審議をお願いします。

議長 続きまして、議案第12号について、10番、齊藤委員からお願いします。

齊藤委員 10番、齊藤です。

議案番号12番について説明いたします。

詳細については、先ほど事務局方より説明があったそのとおりでございます。

申請場所ですけれども、別冊の12ページを見てください。

この地図には載っていませんけれども、410号、バイパスから見て久留里方面から小櫃方面に向かい、途中で俵田という地区に信号があります。その信号を左に曲がると、この地図

の上のほうに出ている岩出という地区の信号にぶつかります。その信号を左に曲がりまして行くと、地図上にある三枝商店、今はもうやっていないんですけれども、その先に東平電機という会社がありまして、そこからまた西のほうに行く道がありまして、そこから500メートルくらい行くと、実蔵院、地図に載っていますけれども、お寺があります。そのお寺の駐車場のすぐ隣が今回の現地になります。

先月の2月25日の午後から、渡し人とあと知人の方と私、3人で現地を確認してきました。現地は、きれいに稲作をやった跡になっております。

渡し人のほうはもう高齢で管理ができないため、離農したいということで、受け人の方は、渡し人の親族の方と聞きました。だから身内同士で贈与による所有権移転ということで話を聞きました。受け人のほうは、今、仕事が忙しくて、農業はあまりできないんですけれども、やがては農業に従事するということだそうです。

周りの環境にも全然影響があることはないと思いますので、何ら問題ないと思います。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、議案第13号について、11番、重田委員からお願いします。

重田委員 11番、重田です。

議案13号議案について説明します。

詳細は、ただいま事務局より説明があったとおりです。

現地の説明は、別冊12ページをお開きいただきたいと思います。

県道長浦上総線、小櫃寺沢の信号を愛宕方面に向かい、400メートル先を右に曲がり、右200メートル先の右側の畑でございました。

現地確認は、2月23日に代理人と現地確認、申請内容について確認いたしました。申請地は、畑として耕作されておりました。譲渡人は高齢のため、維持管理が難しいためということでした。譲受人は、耕作地拡大による農業経営の安定化を図りたいとのことですので、所有権移転に特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、議案第14号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員 14番、石井です。

議案番号14番につきまして御説明いたします。

申請内容につきましては、ただいま事務局より説明のとおりでございます。

申請地につきましては、別冊13ページを御覧いただきたいと思います。

国道465号、名殿の信号を大多喜方面に向かいますと、君津地区では最終のところの黄和

田畑集落があります。そこを進みますと、清澄養老ラインという県道がありまして、これを天津小湊方面へ向かっていただきます。清澄山の方面になりますけれども、3キロメートルくらい進みますと、ちょうど鴨川市と君津市の境看板があるんですけれども、そこら辺に白岩館という旅館があります。申請地はその後ろとなります。場所は、蔵玉というものの黄和田を通り越して、蔵玉の飛び地ということで、何せ境界のところですよ。もうすぐ隣、鴨川市四方木になりまして、そういう場所です。

2月20日の午前、代理人の方とお会いし、現地を確認いたしました。渡し人は千葉市内のほうに居住をされていて、維持管理が難しいということです。受け人については、先ほど言いました四方木に住まいを持っていまして、このところを借りて少し畑をやっていたようなんですけれども、所有権移転して、コンニャクでも植えたいということでございました。大変イノシシとか鹿が出るところではございますけれども、近隣等につきましても特には問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま、議案第1号ないし議案第14号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第４号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第５号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第６号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第７号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第８号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第９号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第１０号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第１１号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

す。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 12 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 13 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 14 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第 15 号

議長 長 日程第 4、議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永寫事務局次長 議案第 15 号について御説明いたします。

議案書の 6 ページをご覧ください。

下湯江地先の畑 1 筆、563 平方メートルを専用住宅に転用するものです。

申請地は、市街化調整区域内で農地区分は第 2 種農地相当となります。譲受人と譲渡人は親子関係です。造成工事は整地のみ実施いたします。用水は市営水道を使用します。排水は合併浄化槽で処理後、既存の排水路へ放流します。雨水は自然浸透といたします。工事中は

ネットを張り周囲に危険が及ばないようにします。周囲にはブロック塀を設置し土砂流出を防ぐとともに、住宅の建設場所を考慮し周辺農地への日当たり等の影響を及ぼさないよう考慮します。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第15号について、私から報告します。

議案15号について説明します。

申請内容については事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊7ページを御覧ください。

君津駅から駅前大橋を通り、江川橋まで進み、交差点を左折して、600メートルほど進み、右に入って30メートルほど行ったところが申請地になります。

2月27日に代理人と現地確認を行いました。申請地は地目は畑ですが、耕作はされておられませんでした。草刈り等はされており、管理された状態でした。隣が畑として耕作されており、家を建てることに、この畑の耕作者は同意されているということでした。

その他、周囲は新しい家が建っており、特に問題はないと思われます。御審議よろしくお願いします。

ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第16号

議 長 日程第5、議案第16号 令和6年度農用地利用集積等促進計画案（令和7年3月）について、を議題といたします。

経済環境部農政課より説明をお願いします。

金子経済環境部農政課企画調整係長 議案第16号について御説明いたします。

このたび農地中間管理機構から市に対し、農用地利用集積等促進計画の案を作成し、提出するよう求めがありましたので、市で作成いたしました令和6年度農用地利用集積等促進計画案（令和7年3月分）について農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農業委員会の御意見をお伺いするものでございます。

お手元の議案書の8ページを御覧ください。

初めに、一括契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、君津地区が5件、田17筆、契約面積が3万1,793平方メートル、小糸地区6件、田22筆、契約面積3万6,474平方メートル、清和地区1件、田4筆、6,031平方メートル、合計12件、43筆、7万4,298平方メートル。

以上でございます。

次に、機構受け手間契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、君津地区1件、田1筆、873平方メートル、小糸地区1件、田2筆、2,724平方メートル、清和地区2件、田8筆、1万15平方メートル、合計4件、11筆、1万3,612平方メートル。

以上でございます。

個別の案件につきましては、議案書の9ページから19ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地集積等促進計画案でございますが、市では、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第16号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 経済環境部農政課の説明が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

石井委員。

石井委員 小糸地区の台帳面積と契約面積が違うんですけれども、ほかはみんな一緒なんだけれども、どういうわけですかね。

金子経済環境部農政課企画調整係長 総括表ということですよ。総括表で数字が違うということですよ。議案番号6番、番号で言うと6、12ページの6番の。

石井委員 一括契約の分。

金子経済環境部農政課企画調整係長 一括契約ですね。12ページの番号6の一番上の筆、1,193平米のうち、一部を契約するということで。

石井委員 そういうことですか。分かりました。

金子経済環境部農政課企画調整係長 たまにあります。そういう全部借りないで、全部のうち

の一部だけということで、筆の面積と契約面積、台帳面積と契約面積が異なるケースがあります。

議 長 よろしいですか。

石井委員 はい。

議 長 ほかに何か御質問、御意見ありますか。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第16号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

◎議案第17号

議 長 日程第6、議案第17号 令和7年度標準農作業賃金及び機械作業料金についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第17号の令和7年度標準農作業賃金及び機械作業料金についてを説明します。

議案書の20ページ、21ページを御覧ください。

標準農作業賃金及び機械作業料金を設定することは、農作業受委託を円滑に推進する上で必要かつ重要であることから、本市では、千葉県農業会議が県内から集約したデータを基に作成しております。こちらは、毎年広報等に記載して、市内の農家の方にお知らせをしているものになります。

金額については、20ページ、令和7年度標準農作業賃金及び機械作業料金について、詳細については、21ページに記載のとおりになります。

20ページの備考欄に令和6年度のデータを載せさせていただいているんですけども、令和6年度と比較して、全ての作業収入において金額が上昇しております。これは、機械本体代の上昇及び人件費の値上がりによるものとことです。

議案書のとおり事務局案を提示いたしますので、よろしく御審議ください。

以上です。

議長 ただいまの事務局の説明について質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

◎報告第1号ないし報告第5号

議長 日程第7、報告第1号ないし第5号について、報告第1号ないし第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について。報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

ただいまの、報告第1号ないし第5号について、質問、意見等がありましたら、お願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし第5号を終わります。

◎閉 会

議長 以上をもちまして、令和7年第3回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回の令和7年第4回農業委員会総会は、令和7年4月4日金曜日に市役所6階災害対策室にて、午後2時から開催する予定でありますので、よろしくお願いします。

(午後2時47分)